慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	接頭辞としての「いぬ」「きつね」など
Sub Title	The prefixal use of 'inu-', 'kitsune-', etc. in Japanese
Author	吉村, 洪(Yoshimura, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1976
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.35, (1976. 2) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00350001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

接頭辞としての「いぬ」「きつね」など

吉村　洪

序

古典で接する動植物の名称には興味のある問題が含まれている。たとえば、こおろぎ――きりぎりす、あさがお――ききょうなどに見られる名称の移り替りの問題や、ここに扱う種の似たもの同士の区別の方法の問題があげられるが、これらはいずれも命名の動機を窺わせる点に興味が向けられる。なす――あかなす、きび――とうきびなど似たものを利用して新しいものに命名していく例は数多いが、一つの方法としてその中にいぬを接頭辞として冠するような心理的な陰影を持つものがある。今、いぬという呼称の性格を明らかにすべく、類似する幾つかの語を集めてみた。それらの検討によって蔑称ともいうべき性格が確認されたが、それだけではなく、その命名の動機には日本人の信仰面からの要素が強く働きかけていると推測される。すでに前川文夫氏の著書『日本人の植物』や井口樹生氏の著書『風の木水の花』でも、植物が日本人との生活の関連において、日本の植物となったことが説かれているが、ここに述べるのもまた、いぬあるいはきつねなどの接頭辞を冠せられるに至ったそれらの植物の素姓をたずねたものである。

一

承平年間（九三〇～九三八）に撰進されたといわれる源順の『倭名類聚鈔』――以下『倭名鈔』と略す――には（衣＝荏）と（以沼衣＝

犬荏）、（多天＝蓼）と（以沼多天＝犬蓼）の対応が見られる。また深根輔仁の著した『本草和名』[1]には、この二つの対応のほかに（和良比＝蕨）と（以沼和良比＝犬蕨）、（阿良良岐＝蘭）と（以沼阿良良岐＝犬蘭）の対応も見られる。すなわち十世紀の初めには、すでにいぬを使ってものの名を区別することが行われていたことが知られる。そしてこのいぬなる語の用法は昔から変わらずに現在に至るまで受け継がれてきているといってよかろう。試みに今、接頭辞として用いられるいぬを国語辞典でひくと、次のような説明が得られる。

『広辞苑』或る語に冠して、似て非なるもの、劣るものの意を表わす語。また卑しめ軽んじて、くだらぬもの・むだなものの意を表わす語。

『大日本国語辞典』名詞につきて、賤しめ軽んじ、又は似而非なる意を表はす語。

『日本国語大辞典』名詞の上につける。卑しめ軽んじる気持、軽蔑の気持をあらわす。（「いな（否）」からか）よく似てはいるが、実は違っているものをあらわす。役にたたないもの、むだであることをあらわす。

それでは、いぬがなぜ悪い響きを持つに至ったのであろうか。犬がきわめて古い時代から身近に、また広く飼われてきたために、畜生の代表格として扱われ、人間と対照させた場合、卑しい存在の主たるものであるということから、いぬなる呼称が生まれたという推測がまず可能である。「犬侍」「犬畜生」などの語がそれを示している。しかし、これらではまだ「犬のような」という比喩または例示の気持が感じられる。いぬえや、いぬたでなどのいぬは普通に獣の犬から感じとれる通性だけでは説明をつけ難い。ところで前述の四種以外にも植物の和名にはいぬを冠するものが多いことは注目に値する。

そこで現在、偽あるいは似而非の意味でいぬを冠している植物の和名を『牧野新日本植物図鑑』――以下『牧野植物図鑑』と略す――から拾ってみると、次の四十二種を数えることができる。それらを、Aいぬを冠したものは食用に適さないが、それと対応するもとの植物は食用になるもの、Bいぬを冠したものには用途（ごく普通に考えられる）がないが、それと対応するもとの植物は有用なもの、C対応するもの両者共に有用なもの（食用に適するものを含む）、D対応するもの両者共に用途が認められないもの、に分けてあげて

みる。

A　十五種

いぬあわ　あわ（粟）
いぬがらし　からしな（芥）
いぬがんそく　がんそく（雁足）
いぬごま　ごま（胡麻）
いぬざんしょう　さんしょう（山椒）
いぬしょうま　（さらしな）しょうま（升麻）
いぬしろね　しろね（白根）
いぬすぎな　すぎな（杉菜）
いぬたで　たで（蓼）
いぬなずな　なずな（薺）
いぬびえ　ひえ（稗）
いぬびゆ　ひゆ（莧）
いぬむぎ　むぎ（麦）
いぬよもぎ　よもぎ（艾）
いぬわらび　わらび（蕨）

なお、『本草和名』にすでに見える、いぬあららぎとあららぎの対応は、あららぎをぎょうじゃにんにくとすれば、当然このAに入れるべきものである。しかし、現在使われている和名にはこの対応はなく、またいぬあららぎに当てるべき種自体、現在日本では野生

もなければ栽培もしていない。（中国原産種である）

B　十六種

いぬい　い（藺）
いぬえんじゅ　えんじゅ（槐）
いぬがし　かし（樫）
いぬかんぞう　かんぞう（甘草）―萱草ではない
いぬがんぴ　がんぴ（雁皮）
いぬくぐ　くぐ＝はますげ（磚子苗）
いぬこうじゅ　こうじゅ（香薷）―なぎなたこうじゅの乾燥品
いぬこりやなぎ　こりやなぎ（行李柳）
いぬざくら　さくら（桜）
いぬせんぶり　せんぶり（千振）
いぬつづらふじ　つづらふじ（葛藤）
いぬどくさ　とくさ（木賊）
いぬはぎ　はぎ（萩）
いぬはっか　はっか（薄荷）
いぬむらさき　むらさき（紫）
いぬゆずりは　ゆずりは（譲葉）

なお、『倭名鈔』、『本草和名』の両書に見られる、いぬえとえの対応は、このBに入れるべきものであるが、現在いぬえに当たるべ

き植物は諸説あって、その種を定め難い。えはえごま、いぬえはめばはき（仮蘇）としておく。

C　六　種　以下 *印は有毒であることを示す

いぬぐす　くす（樟）
*いぬさふらん　さふらん
いぬびわ　びわ（枇杷）
いぬぶな　ぶな（橅）
*いぬほおずき　ほおずき（酸漿）
いぬまき　まき（槇）

最後にあげたいぬまきとまきは現在同一種である。かつては真木（杉・檜）と対応していた。

D　五　種

いぬたむらそう　（あきの）たむらそう（田村草）
いぬちゃせんしだ　ちゃせんしだ（茶筌羊歯）
いぬほたるい　ほたるい（螢藺）
いぬむらさきしきぶ　むらさきしきぶ（紫式部）
いぬやまはっか　やまはっか（山薄荷）

以上四十二種のいぬを冠した植物名の中でA・Bに属するものが、多数を占めることから、こと植物に限っていぬを解釈するならば、「食用に適さない、あるいは用途のない、何の益もない」を表す接頭辞であるといえる。

しかし、C・Dに属するものも少いが数種ずつ存在することは無視できない。まずCに属するものは近年の輸入種であるいぬさふらんを除いては、いずれも異称を有することが知られている。

いぬぐす（たぶのきの異称）　たまぐす・あぶらぬすびとのき・くろだま・こがいのき・しおだま・たつのき・つづのき・はながいぬびわ　いたぶ・いたび・こいちじく・いちじく・いぬとうがき・うしのした・かあぐるま・かきのほおずき・こだら・こびや・さるがき

いぬぶな　くろぶな・いぼぶな

いぬほおずき　うしほおずき・くろほおずき・なすのほおずき・やまほおずき・こなすび・くさなすび

いぬまき　さるのき・ほんまき・くさまき

これらは、多くの異称の中の一つであるいぬを冠した名称が比較的近い時代に和名として採用されることになったのではないかと推測される。すなわち、A・Bに属する植物についての概念である、食用には適さず、その他の用途も何もない、が時を経て単に「似而非」に転化された後の用法ではないかと考えられる。またDに属するいぬを冠した植物名については、これらの植物がすべて近年にわが国で発見され、命名された種であることから、これも単に「似而非」の意味で命名されたものと考えられる。

二

ところで、ここで獣の犬について幾つかの問題をあげてみる。中国では、羊頭狗肉、狡兎死して良狗烹らるなどの言をあげるまでもなく、食用犬[2]の存在が知られているが、松本信広氏が『稲作の問題』[3]で古代シナ人の習俗として「犬を殺しその肉をもって稲の祭を行ったのである」と述べていられることからもその起源は古く、かつそれに対する嗜好も強かったのであろう。

しかし日本では猟犬、番犬、霊犬（この名称は筆者が仮に名付けたものである）が主で、食用とすることは少かったようだし、好まれもしなかったのであろう。犬を食する習慣を裏付ける記録ロ碑の類は他の獣肉に関するものに比して少い。古くは『日本紀』の天武四年（六七六）三月の条に、漁猟者に対する禁令の一つとして、肉食をするなとの項があり、その際に犬の肉を食することも禁じられた記録がある。また『和漢三才図会』で犬肉を鹹く酸いとして、それが身体によいことと調理に際しての心得を述べているが、同時に

穢れを食することになるから食しない者が多いとしている。さらに人口に膾炙されている俗説「赤犬の肉はうまい」があるが、これについては大田南畝の随筆集『一話一言補遺』に、「薩摩にて狗を食する事」として、「(ゑのころ飯を) 高貴の人の食するのみならず、薩摩候へも進む。但、候の食に充るは赤犬斗を用る事といへり」とある。

天武朝の肉食禁令発布の事情は詳かでないが、漁猟者への禁令の一つであることからして、肉食の風は漁猟者の生活特有のもので、朝廷がその異風を禁じたとも考えられよう。とすれば、犬の食用は一般的風習ではなかったことになる。いっぽう、十九世紀初めに筆録されたと考えられる薩摩の例は、『和漢三才図会』の記述と合わせ考えると、南畝が珍しいこととしてとらえていることは明らかである。それゆえ、いぬは食わないもの、もしくは食えないものの意として通用させられるだけの生活を多くの日本人がし続けていたと考えてよかろう。

次に仮に霊犬と名付けた類の犬であるが、これは正確には、猟犬や番犬と並べて考えるのではなく、日常はたとえば猟犬として飼われている犬に霊性が発現した状態、すなわち犬自体あるいは犬の行為に何らかの霊性が感知されるとき、その状態の犬をさすのである。といえば、まず『播磨風土記』冒頭の賀古郡の条に見える白犬をあげなければなるまい。

景行天皇が印南別嬢をつまどひなさったとき、別嬢はなびつましまに身を隠した。天皇は賀古の松原にいらして別嬢を探された。その時、白犬が海に向かって長く吠えた。その犬の持主はだれだと天皇がお尋ねになると、須受武良首が別嬢の犬だと申し上げた。天皇はその言により別嬢の所在を察知され、また須受武良首に告首の名を付けられた。――原文と、やや前後入れ代わったところはあるが、このような話である。現代的な解釈をすれば、犬が主恋しさに、別嬢の去って行った方を向いて長く吠え続け、そこにいらっしゃった天皇が、ちょうど傍にいた件の首にその事情をお尋ねになると、首は事の次第を申し上げてお褒めにあずかる、すなわち須受武良首、後の告首は白犬の行為の背後にある意味を告げる解説者である。しかし、首は白犬そのものであると解されるのではあるまいか。白犬は伊吹山で日本武尊を悩ました白猪と同じく、ここではその地の精霊の資格で現れ、天皇の問いかけに対して屈服の証しとして自らの素性を明らかにしたとするほうが、古代の生活に即しているように思われる。この場合、犬として出現したこの地の精霊の地位はそ

れほど高いものではあるまいが、天皇にとって好ましい働きをしていることは確かであり、いぬに見られるような悪い印象はない。また、『日本紀』では日本武尊が信濃の国で山の神の化身である白鹿を退治した後、道に迷っていたところを白犬に導かれて美濃に出ることを得たとある。さらに『古事記』には雄略天皇が若日下部王をつまどひなさったときの説話にやはり白犬が登場する。この犬に関しては犬自身の行為に関する描写はないが、白い布を着せられ鈴をつけられている点、さらにこの犬が志城大県主の僭越な行為に対する天皇の怒りを解く代償品としての献上物となり、また天皇から若日下部王への求婚の贈物ともなっているところをみると、霊性を十分に具えていたといえよう。これらの犬はすべて白色であるが、白色の鳥獣に対する信仰からして、その白色は当然、霊性を持つ資格を表しているといえよう。垂仁紀に足往という名で見られる犬については記事が少いが、腹中に八尺瓊勾玉を有していた狢、すなわち霊の威力が強い狢を殺して主の甕襲に玉を得さしめたことは、やはり足往の霊性の現れであろう。

下って『宇治拾遺物語』には土中に呪咀の物のあることを知って、関白道長を引留めた白犬の話も見える。これは『今昔物語』巻二十九で、山中に宿った男に大蛇が襲いかかろうとしたところを救ったその男の飼い犬の話とも相通じよう。なお『今昔物語』には、このほかに様々な性格を有する犬が登場する。巻十九に見える達智門に置かれた棄子に乳を吸わせ養った白犬の話、巻二十六の養蚕と結び付けて語られる犬の話、同じ巻の少女と特殊な敵対関係を持った犬の話、巻二十八の鬼とまちがえられ恐れられた犬の話、巻三十一の北山で若い女を妻としている白犬の話などがそれらである。これらの犬たちも皆一様に霊性の持主としての性格を多かれ少かれ有していると考えられるが、特に若い女性につきまとう犬の話は、人間と対立するものの話とも考えられ、後述のいぬについての民間信仰を考える上でも注目されるところである。とはいっても、説話に見られるほとんどの犬が現在のわれわれの概念にある犬と同じく、決してむやみに卑しむべき存在ではないし、役たたずでもない。

また、犬を考えるとき、どうしても狼・豺を取り上げずには済むまいが、この両者共、単に「いぬ」という語で表されることはなく、狼は「おおかみ・おおかめ・おいぬ・おいの・おおいん・おおくちのまかみ・おきゃくさん・おに・かしかめ・かめ・のんの・やま・やまいぬ・やまずみさま・やまのかみ」などと呼ばれ、豺は「やまいぬ・やまのあるじどの」と呼ばれていることから、ことばの

上でいぬとおおかみ・やまいぬとは歴然たる区別があるものとして、両者については論じないことにする。ただ、犬の異称に「お」「おお」のつくものはなく、逆に狼の異称には尊称に属すると考えられるものが多いこと、特におおかみが大神に、まかみが真神に通ずる点には留意しておきたい。

三

いわゆる犬、それに狼・豺以外の「いぬ」に目を向けると、これまでとは相当に変わった趣が見られる。長野県南安曇郡で「おんころ」と猟師などが呼んでいる「おこじょ・やまいたち」という小動物がいる。土地によっては「山の神のえんのこ」とも「山の神のころ」とも呼ばれるのだが、おんころ・えんのこ・ころはすべて子犬のことで、猟師は山の神の愛犬として害を加えないといわれる。このおんころ＝おこじょはいたちに酷似した小動物で、尾端だけが一年中黒褐色だが、他は夏と冬で毛色が変わり、夏はほぼ暗灰褐色、冬は尾端を除いて全身純白となることが知られている。この獣と似通った印象を抱かせるのが、中国、四国、九州の諸地方で、犬神と呼ばれている憑物の一種である。[4]これは一般には鼠ほどの大きさの小動物で憑いている人に使われ、あるいはその意のあるを忖度して、他人に害をなすと信じられている。また何かの怨みを受け、または偶然の機会に憑かれることが多く、必ずしも憑かせた人の意に従わず、一般に非常に迷惑がられている。

実際、北関東で山おおさきと称する憑物の正体がおこじょであるとされることからも、[5]この犬神の正体もおこじょの印象から生じたものと見ることができよう。そしてまた憑物[6]とは次に示すようなものである。

定義　霊力のあるモノが人間にとりつく現象、またはそのモノをいう

種類　狐・犬神・蛇そのほか

憑く対象　特定の家や、家人特に女性

憑物に関する禁忌　憑物の憑いた家や人は一般の人から交際を拒絶される。特に縁組は厳禁されている

発生の理由　一　ある職業を持ち、奉仕する神が他と異なる家でその神の託宣を効果あらしめるために行った本体の特殊化　二　仏教の普及などによる託宣の価値の低落と邪宗めいた印象の強まり

憑物信仰の由来　狐・蛇などは神の使または神の仮の姿であり、その託宣を定期的に求めたり、あるいはかれらが時あって啓示を与えてくれるものと信じ敬した遠い時代から心意伝承に基づく

現状　信仰の衰微により世間から疎んぜられ、その秘伝口授の相続を怠り、自らも恩恵よりは迷惑を感じて絶縁を願う、信仰としては末期症状を呈している

この憑物の説明からは数多くの示唆が得られる。その一つとして、ここで憑物の例としてあげてあるきつね、へびなどがいぬと同じように、ものの区別に用いられる接頭辞であることがあげられる。

四

再び植物の和名に目を転ずると、きつね、へび、そのほかに事と次第によっては、十分に特異な神霊の威力を発揮すると考えられるおに、いたちなどを接頭辞として、もとの植物との区別をしたり、その植物の特殊な性状を表したりする命名法に注目できる。

きつね　以下・印は悪臭があることを示す

きつねあざみ　　あざみ（薊）

きつねささげ（くらら）　ささげ（豇豆）

・きつねのえふで

・きつねのたいまつ　　茸類

*きつねのかみそり

*きつねのぼたん　　ぼたん（牡丹）

この中で、きつねあざみは葉を餅に搗き込むことがあるほどで、ただ外観の類似からの命名であるらしい。また、きつねささげはくらら（苦蓼）と別種とする説もあるが、くららの根の強烈な苦み、目に入ったときの刺激の強さから出たといわれるその名称などからすれば、きつねを冠するにふさわしいのはこの種であるといえよう。右にあげたもの以外にきつねは数多く植物名の異称に使われている。

きつねぐさ
きつねのいも
きつねのかみそり
きつねのたいまつ
きつねばな
*ひがんばな（彼岸花）

きつねのからいも
きつねのちち
きつねばな
*どくだみ（蕺）
*のうるし（野漆）
*きんぼうげ（金鳳花）

きつねのお
きつねのたすき
きつねのからかさ
ひかげのかずら（日陰鬘）

きつねのかんざし
ほおのき（朴）
うめもどき（落霜紅）
はんのき（榛）

きつねのしょんべたご　　ひるがお（昼顔）
きつねのとうろう　　ほたるぶくろ（螢袋）
きつねのまくら　　からすうり（烏瓜）
きつねのろうそく　　つくし（土筆）

柳田国男は『野草雑記』の中で「岡山広島の二県、紀州の熊野地方でも、彼岸花を狐草と謂って居る処は多い。単に原野の草といふ以上に、この植物の繁茂するのが、多くは淋しい気味の悪い場所であったことも、狐という名を付けた隠れたる動機ではなかったかと思ふ。」と書いている。とにかくきつねには、まだはっきり「狐」の姿が思い浮かべられ、「きつね所有の、きつねにとっては」などの意味を持つ描写力に富んだ表現になっている。

また、きつねのちちまでは植物自体に毒や悪臭があって、きつねに悪い印象のある用法であるが、きつねのお以下となると今日では逆に親しみをさえ感じさせる用法ともいえる。

これは、信仰面での狐が多面性を帯びていることに由来しているためと考えられる。一般に日本人の神への対し方は、それが元来恐しいものであっても、放置せずにある約束のもとに神として処遇すれば人間に幸せをもたらす、人間の味方になってくれるという考えかたに基いている。このようなことから、狐も稲荷の神使としての狐、化け狐、人をだます狐、憑物としての狐などそれぞれが人間に恐れられもし、人間に利用されて親しまれもして、その印象はいろいろの要素が組合わさった複雑なものになっている。

いっぽうでうめもどきの赤い実のびっちりついた様をきつねのかんざしときわめて空想的に表現している例はあるが、やはりきつねを冠するものの多くには、手を触れるなという、いぬの表すところよりもさらに強い区別する気持――禁忌が働いていると考えられる。有毒なもの、悪臭のあるものはもちろん、きつねのしょんべたごと名付けられたひるがおについても、あめふりばな・かみなりばなの異称があり、今日の東京において「摘むと雨が降るから摘むな」という伝承が残されているほどである。また、前記の『野草雑記』には、彼岸花をてくさり、はこぼれぐさほかの呼称で子供たちを遠ざけようとした形跡が見られると書かれてもいて、近寄ってはいけ

ない植物の存在が示されている。きつねを冠することにより、ただ「きつね所有の、きつねにとっては」でなく「きつねの所有物だから、きつねにとっては……だから近寄るな、採るな」の意味も加わっているように思われる。

なお、きつねを冠する和名は、前記の『倭名類聚鈔』や『本草和名』には見えない。

へ　び

へびいちご　　いちご（苺）

『牧野植物図鑑』所載の和名としては一つの対応しか見られないが、この対応は『本草和名』に（倍美以知古＝蛇苺）と（以知古＝苺）として見られる。

このほかに、きつねと同様に植物名の異称として次のものがあげられる。

へびあさがお　　ひるがお（昼顔）
へびのちち
へびのまくら　　へびいちご（蛇苺）
へびうど　　やぶがらし（烏蘇苺）
*へびきのこ
へびじゃわん　　つりがねにんじん（沙蔘）
へびぜんまい　　いぬわらび（犬蕨）
・へびにんじん　　きけまん（黄華鬘）
へびのき　　やぶでまり（藪毛毬）
へびわらび　　おにぜんまい（鬼紫萁）

ここで注目すべきは、へびぜんまいがいぬわらびをさし、へびわらびがおにぜんまいをさすという、へび、いぬ、おにに相互関係が

見られること、へびのちち、へびのまくらという名称はきつねを冠した名称と相通ずること、ひるがおを表すのに、へびが用いられることなどである。ここにも、きつね同様にその意味として、「へびの所有物だから、へびにとっては……だから近寄るな、採るな」を考えてよいであろう。たとえば、へびいちごは美味なものではないが無毒の植物である。それにもかかわらず、このいちごの実は毒だから、あるいは摘むと蛇が出るから摘むなという禁忌が現在根強く残されている。ひるがおに使われるへびあさがおの名や、へびきのこ、へびにんじんにおける実際の毒性や悪臭などが、へびに禁忌の気持が存在することを有力に裏付けてくれている。

お　に

単に形状の大きさを表すために使れる接頭辞であると考えられるものが多いが、前出のおにぜんまいのように、他の接頭辞と関係のあるものが注目される。

おにわらび　　いぬわらび（犬蕨）

『本草和名』にすでに狗脊和名於尓和良比一名以沼和良比とあり、別にまた貫衆を於尓和良比とする記載もある。このいぬは漢名の狗の訓よみとも考えられる。いっぽう、『倭名鈔』では貫衆に於、和良非と当てているだけで、狗脊の名は見えないこと、『本草和名』に一名以沼和良非とあることからすると、すでにおにわらびの語のあるところに狗脊なる漢名が伝えられ、おに・いぬに共通する印象と狗の字によって、いぬわらびの名を生じたと考えてよいのではないか。このほかに『本草和名』では、（於迩止古呂＝鬼蕨）と（止古呂＝蕨）の対応が見られるが、同書で両者の違いは明記されていない上、現在では同一種を表す名称になっているため、何による区別かがはっきりしないが、いぬとの共通性によって考えるならば、おにどころは今日の、ところ一名おにどころに当たり、ところは今日の、えどどころ一名ひめどころとするのが妥当かと考えられる。両者共に食用とされるのだが、前者の味は苦く、後者に比すれば味が落ちるための命名と考えてよいだろう。今日使われている和名で、おにを用いることによって、いぬと同じ働きをしていると認められるものに次の八種が数えられる。

おにうこぎ　　うこぎ（五加）

おにうど　うど（独活）
おになすび　なす（茄子）
おにぜんまい　ぜんまい（萁紫）
おにたびらこ　たびらこ（田平子）
おにのげし　のげし（苦菜）
おにばす　はす（蓮）
おにみつば　みつば（三葉）

これらのほかに、現在、おにはひめと対比する存在を表していると考えられるが、この対応の多くは時代的に古くは遡れない。ひめはおにの名が生じ、それが形状の大なるものを表すことになった後に、いわば文学的興味からその対義語として用いられることになったと考えられる。『牧野植物図鑑』では、実に百五十種に近いひめを用いた和名を数えることができる。古く用いられた例としては、『本草和名』に徐長卿を比女加々美とよんでいる例がただ一つあげられ、同書の蘿摩子（加々美＝ががいも）との対応が見られる。このひめかがみは、普通ががいも科のすずさいこ（鈴柴胡）の古名とされているが、誤用であるとの説もあって何をさすかははっきりしない。意味としては「小形の、愛らしい」を表すのであろう。

いたち

この語を冠する植物の和名の例は少いが、いぬやきつねに近い用法が見られることは注目に値する。特にいぬとは前述の山の神に関する信仰や、犬神などを通して知られるいぬの姿がいたちに酷似していることからも密接な関係の存在を窺わせる。

いたちささげ　ささげ（豇）
いたちじそ　しそ（紫蘇）
いたちぐさ　れんぎょう（連翹）

いたちはぜ　　れんぎょう（連翹）
いたちぐさ
いたちのもと　　たかさぶろう（高三郎）
いたちのひともとぐさ
いたちはじかみ　　蔓椒
いたちはじかみ　　山茱萸・蓽茨

この中で前の二組は『牧野植物図鑑』に見られるもので、用法としてはいぬのA、可食か否かに当たる。連翹、蔓椒、山茱萸・蓽茨の四種は『倭名鈔』や『本草和名』に見られる名称である。また高三郎を表す異称は国語辞典などに所載のものである。これらによれば古くは、はぜ、はじかみに対応を示す呼称が存在していたことになる。その対応は何に基いているのかを、これまでの接頭辞同様に考えてみたい。まず、ここでいう連翹は春に黄の花を咲かせるもくせい科の灌木のれんぎょうではなく、ともえそうと呼ばれるおとぎりそう科の植物であると『牧野植物図鑑』は説いている。連翹がれんぎょうであるにせよ、ともえそうであるにせよ、はぜのき（現在のやまはぜ）との対応は認め難い。いたちぐさあるいはいたちはぜの名にふさわしい植物として、ほかに考えられるべき存在はとうだいぐさ科の類、特にのうるし（きつねのちちとして前出）がその対象として考えられる。一般におとぎりそう科の草本と、とうだいぐさ科の草本とでは形態に明らかな違い――前者の葉は対生、後者の葉は互生――があるのだが、葉の薄いこと、葉柄がないこと、後者が成長したときに見せる茎の先端での輪生の葉と前者の対生の葉などに共通点もあって、ややもすると混同される。それと、とうだいぐさ科の植物の多く――のうるしもその一例――は前出のひるがお（きつねのしょべんたご・へびあさがおと呼ばれる）と同様、茎を傷つけたり折ったりすると白い乳汁状の液を出し、それによってきつねの項にあるとおり、のうるしはきつねのちちとも呼ばれているのである。ところでここでひるがおを持ち出したことは甚だ唐突のようであるが、『倭名鈔』、『和名本草』共に旋花＝ひるがおに波夜比止久佐、大戟＝なつとうだいあるいはたかとうだいにも波夜比止久佐を当てていることから、ひるがおととうだいぐさ科の植物の関連(7)

性は大いにあるといってよいであろう。白い乳汁状の液を出すこと以外にこれといった共通点を見出だすことのできない二種に同名が与えられ、その名に隼人の名が使われていることには深い意味を感じさせるものがある。はやひとぐさが二種の植物の性状を忌んでの命名であると考えるならば、はぜに対するいたちはぜはまさしくのうるしかその類であったといえよう。因みに偶然ではあろうが、はぜのきの漢名は野漆樹である。

もう一つの以多知波之加美については、新撰字鏡がこれを秦椒すなわちさんしょうのこととしていることが知られているが、漢名の秦椒がさんしょうを表すかどうかについては『牧野植物図鑑』の著者である牧野富太郎は疑義を抱いている。さんしょうは漢名蜀椒に当たり、秦椒はふゆざんしょうの類かと推定しているのである。また漢名の山茱萸が今日のさんしゅゆを表すかどうかについても同氏は疑義を示している。確かにいたちはじかみと、今日のさんしゅゆの間には両者を結び付けるに足る有力な手掛かりが得られない。それと共に蔓椒で表されたいたちはじかみについても、その蔓という表現を満足させる種は探すことができなかった。いたちはじかみについては、何も確認できなかったことになるが、他に用いられたいたちという名称から推定するならば、いずれその姿を明らかにすることもできよう。

また、たかさぶろうの異称として三通りのいたちが使われているのは、この草の茎を折ったとき、黒い墨汁状の汁が出るが、それがやはり嫌悪すべき存在であったことによると考えてもよいのではないか。前述のひるがおなどの乳汁も時がたつにつれて黒変し、皮膚につけば黒くこびりついて洗い落とそうとしても、なかなか落とせない。このようなことから、いたちはあるいは黒色の、または黒色化する植物の液汁を忌んでこれを表したのかもしれない。

五

いぬ、きつね、へび、おに、いたちとこれまで述べてきた接頭辞はいずれも古い時代の日本人の信仰を反映していることを思わせ

る。これらの語のもとになるべき信仰の対象は本来、ある集団の中では神としての高い資格を持っていたのであろうが、集団同士の交渉が頻繁になってくるにつれ、憑物の説明に見られるように、特別な印象を多くの人々に与えることとなり、次第にその地位は低下していったと考えられる。ここで取上げた五つの語は、その高い資格のものが低下していく過程において発生し、ものの名、特に植物は信仰の対象となるべき存在と生活領域を共にすることから、その名称に盛んにこれらの名を冠しての区別が行われたのではあるまいか。

気をつけておきたいのは、今日の用法では前述したとおり、これらの語を冠した場合は悪い印象と結び付くのだが、語の発生した時代、すなわち使用当初にすでにそれがあったのかという問題である。例をいぬにとってみると、いぬ＝山の神の使者あるいは山の神そのもの、に強い信仰を持つ集団と、他の信仰を持つ集団とが交渉していく過程で、後者が前者の概要を知ったとき、相手の神の支配下にあるものだから採れない、採ってはいけない、触れないという禁忌の気持からいぬを冠したとするほうが、後者が前者の神を蔑視して、その神のように卑しいという気持からいぬを冠したとするよりは妥当であろう。これらの接頭辞使用の当初の気持はそのものの帰属すべき対象を明確にするものであったと考えたい。そしてそれは、たとえば神聖な池に住む片目の魚[8]についての禁忌や、二股木を神の木として伐採しない禁忌などと相通ずるものであるといえよう。これらの魚や木は神が神の占有物であることを指定したればこそ、並の魚や木と異なる特徴を見せているのである。

もちろん時の経過により、命名当初の気持は忘れられて、ただ、ものとことばが残されている場合、そのことばが表すものを手がかりに、そのことばを解釈することになる。すると、そこに描き出されるいぬの印象は今日の国語辞典の説くところと変わらないものになり、その時代から今度は二次的に発生した意味のもとに、区別されるべき対象にいぬを用いていったものであろう。さらにいぬと犬との交流により、前述した食することの可不可の識別を表す語としてもいぬが使われたのではあるまいか。

また植物の命名には、柳田国男が『野草雑記』で指摘しているように、子供の力が大きく参与していることは否めない事実である。加えて、子供はまた大人が口の端に乗せる禁忌の響きのあることばには敏感に好奇心を燃やすものである。とすれば、これらの接頭辞

の発生そのものは別として、使用者はずっと早くに大人から子供にと移り、山野にあって有用の植物に似て、実質はそれと懸け離れたものでしかも子供たちの生活に関係の深い種にこれらの接頭辞を盛んにつけて回ったこともあったのではなかろうか。また、きつね、へびなどは比較的その信仰が一般的に近年まで保たれていたために、命名当初の気持を伝える用法がよく理解できるのであるといえよう。

これまで数多くの植物名を引用してきたが、これらは時代を隔てて同一物をさしているとは限らないし、地域地域により、その名称に当たる種が異なることも多い。それらの点には、でき得る限りの注意を払って筆を進めた。

注

(1) 日本古典全集版の本書解題には「輔仁は延喜十八年(九一八)に勅を奉じて『掌中要方』『類聚符宣抄』を撰進したが、本書もまた同時に勅を奉じて撰進したものであろうといわれる」とある

(2) 明代に李時珍の著した『本草綱目』に「田犬、吠犬、食犬」の三種が見られる

(3) 平凡社版『日本民俗学大系』第十二巻所載

(4) 「――一般に非常に迷惑がられている」まで東京堂版『民俗学辞典』による

(5) 『日本民俗学大系』第八巻所載

(6) 憑物の説明は前出の『民俗学辞典』による

(7) 『本草和名』では波也比止久佐

(8) 「神の御饌としての魚は川や湖から捕ってきたものを暫く神聖な神社の池に放ち、他の魚と区別するために目を片方つぶしておいたのであろう」前出の『民俗学辞典』による